

「鳥取県国民保護計画（作成案）」に対する県民意見の募集の結果について

鳥取県防災局防災危機管理課

「鳥取県国民保護計画（作成案）」に対する県民意見の募集については、多くの県民のみなさまに作成案をご覧いただき誠にありがとうございました。

みなさまからいただいたご意見の概要及びそれに対する当県の考えは次のとおりです。

当県では今後も幅広くみなさまのご意見を伺って、柔軟に計画を検証・修正していきたいと考えています。

引き続き本県の国民保護にご意見をお寄せくださいますよう、よろしく申し上げます。

1 計画の構成について

対処の内容が、本文に書いてあったり、別紙に書いてあったりして探すのに苦労することがある。

[県としての考え]

鳥取県国民保護計画（作成案）は、住民観点での計画とするため、計画を住民の行動に基づき、平素、緊急避難、避難準備、避難、避難生活、復帰、生活再建（復旧、復興）、避難受入の8段階に区分しています。

平素	事態への対処						生活復興
	緊急避難	避難準備	避難	避難生活	復帰	避難受入	

この区分に従い、別紙を設け、本文において対処の基本的な考え方に従った各段階での対処の詳細を記載しています。

実践的な計画とするために、試行錯誤してこの形としましたが、訓練等の検証を経て不都合等があれば、構成等を含めて計画を変更したいと考えています。

2 住民のとるべき行動について

県や市町村の行動が書いてあるのみで、住民が何をすればよいのかよく分からない。住民の行動については別途示すのか？

「助ける側」だけではなく「助けられる側」の立場に立って計画を作ってほしい。

子どもの在校（園）時の避難について、子どもはどこへ避難するのか、親はどうすればよいのかなどを具体的に示してほしい。

計画は、国との間の協議を行うが、議会に対しては報告をするのみなのは、大きな問題である。

[県としての考え]

武力攻撃事態等において、県は、国からの避難の指示を受け、市町村を通じて住民の皆さまに対し、避難経路、避難の方法等について指示します。住民の皆さまはこの指示に従い、指定された施設へと一旦集合し、そこから公共交通機関等を使用して避難することになります。市町村は、避難の誘導を行い、県は市町村等と共同で住民の救援を行います。

鳥取県国民保護計画（作成案）においては、主に住民を守るため、県や市町村が避難や救援の実施に際してとる行動を示しています。ご指摘のあった住民の行動については、鳥取県国民保護計画に盛り込んでいる他、別途広報に努めたいと考えております。

また、具体的な避難誘導は市町村国民保護計画で定め、避難する場所については市町村が定める避難実施要領において示すこととなりますが、県は市町村が作成する計画が住民に分かりやすいものとなるよう、作成段階から連携を図ります

なお、鳥取県国民保護計画（作成案）については、県内市町村及び関係機関の意見を聞きながら作成するとともに、県議会総務警察常任委員会にも作成中途の状況を随時報告し、意見をいただきました。今後は、国との協議のほか、県国民保護協議会に諮問することとしています。

国民保護は、住民の皆さまお一人おひとりの生活と深い関わりがあり、住民の皆さまのご理解、ご協力が欠かせませんので、今後、国民保護に対する住民の皆さまのより一層の御理解、御協力がいただけるよう、取り組んでいきます。

3 在日米軍との関わりについて

在日米軍は、どう国民保護法に関わるのかを示す必要があると思う。

[県としての考え]

わが国が武力攻撃等を受けた場合の対処措置は、相手国の武力攻撃を排除するための「侵害排除」に関する措置と、国民の生命、身体及び財産を守るための「国民保護」措置の大きく2つに分けられます。武力攻撃事態に際しては、「侵害排除」と「国民保護」の双方を行うことで、はじめて住民の安全を最大限確保することが可能になるものと考えます。

在日米軍は、武力攻撃事態に際し、日米安全保障条約に従い、我が国と協同し、相手国の武力攻撃を排除するための「侵害排除」の役割を担うことになっています。したがって、「国民保護」措置を定めた国民保護法に基づく鳥取県国民保護計画（作成案）においては、避難、救助等国民保護に直接関与しない在日米軍については記述していません。

ただし、今後国との協議を進めていく中で、「国民保護」への在日米軍の記載が必要になれば、計画に反映したいと考えています。

4 戦争の教訓について

沖縄戦の体験者や研究者の話を聞く等により、分析、周知し、沖縄戦の教訓を県、市町村の取組に生かしてほしい。

[県としての考え]

国民保護計画は、万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事が発生した場合（武力攻撃事態）に、鳥取県内にいるすべての人を保護するための計画です。

鳥取県国民保護計画（作成案）の作成に際して、特に沖縄戦に特化した分析等は行っていませんが、国民保護の目的に則し、住民の身体、財産を守ることに配慮しながら作成しました。

沖縄戦の実態を理解し、沖縄における戦争の実態について知識を養い、歴史的事実として認識することは、今後国民保護を考える上で大変重要と考えています。

ご意見いただいた沖縄戦の教訓については、今後、計画作成の参考とさせていただきます。

5 国民保護の必要性及び関連施策について

国民保護法の目的は国民保護に名を借りて、戦争体制に自治体、指定公共機関等の組織や国民を組み込むものなのではないか。

県の基本施策である、環日本海交流、人権条例、非核自治体宣言の3つをもっと前面に打ち出してほしい。

[県としての考え]

国民保護においては、有事が発生しないことが何より重要です。そのため、政府の外交努力に加え、当県においても、恒久の平和を願い、国際交流などを通じて相互の理解を深めるよう取り組んでいるところです。しかし一方で、決してあってはならないことですが、万一有事が発生したときのことを考えて、住民の安全を最大限確保するための準備をする必要があると考えます。

このような考え方を前提とし、県としては、ご指摘のあった施策について今後も積極的に取り組むとともに、万一の有事に備え、国民保護にも取り組みたいと考えています。

また、基本的人権の尊重については、国民保護法第5条に尊重義務が規定されているほか、鳥取県国民保護計画（作成案）にも記載しており、今後の国民保護施策においても特に留意していきたいと考えています。